

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第145号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第5条第1項に規定する別に定める額は、別表第1のとおりとする。

第7条中「別表の」を「別表第2の」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第1条関係)

区 分	観 覧 料 (1 人 に つ き)			
	一 般		小学校の児童及び中学校の生徒	
	個 人	団 体	個 人	団 体
所蔵品展A	500 ^円	400 ^円	300 ^円	200 ^円
所蔵品展B	300	200	200	100

備考1 「一般」、「小学校」、「中学校」及び「団体」とは、それぞれ、条例において使用する用語の例による。

2 「所蔵品展A」とは、所蔵している美術品等を展示するための展覧会で、美術館が定める主題に基づき実施するものをいう。

3 「所蔵品展B」とは、所蔵品展A以外の展覧会で、新たに所蔵した美術品等を展示するための展覧会をいう。

第5号様式注以外の部分中

特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	を
----------	----------------------------	----------------------------	---

駐 車 場		台 日間	に
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局美術館)